

鹿児島市長 殿

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

入札参加資格審査申請書

下記契約の制限付き一般競争入札参加資格を得たいので、関係書類を添えて提出します。

なお、申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないこと、この入札に当たって談合行為等を決して行わないこと並びに関係法令を遵守することを誓約します。

1 契約名 令和7・8年度鹿児島市未選別資源物売却契約

2 資格要件

| 資格要件 | 資格の有無 |
|--|-------|
| (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 | 有 無 |
| (2) 納期の到来している鹿児島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。 | 有 無 |
| (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 | 有 無 |
| (4) 令和7年2月6日以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。 | 有 無 |
| (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。 | 有 無 |
| (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。 | 有 無 |
| (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。 | 有 無 |
| (8) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。 | 有 無 |
| (9) 本市から搬入される未選別資源物を保管できる施設を鹿児島市内に有していること。 | 有 無 |
| (10) 未選別資源物の売却及び再商品化について、次の要件を満たすこと。 ア スチール缶及びアルミ缶 選別、圧縮後、資源物として売却し、再商品化を行っていること。 イ びん 選別後、資源物として売却し、再商品化を行っていること。 ウ ペットボトル 次の(ア)から(ウ)に掲げるいずれかの方法によりペットボトルの再商品化を行っている者であること。 (ア) ペットボトルを鹿児島県内の自社工場でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を国内で製品等に加工する製造事業者に利用させている者 | 有 無 |

(裏面あり。両面印刷又は貼付して割印を押してください。)

| | | |
|---|------|-----|
| (イ) ペットボトルを鹿児島県内の自社工場でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を製品等に加工している者 (ウ) ペットボトルを自社以外の者に、国内でペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化させ、その原材料を製品等に加工する製造事業者（以下「再商品化事業者」という。）に利用させている者 | | |
| (11) 未選別資源物の処理等において、次の施設を有すること。 ア スチール缶及びアルミ缶 鹿児島県内に、選別、圧縮を行う処理施設又はこれと同等以上の設備を備えている処理施設 イ びん 鹿児島県内で無色、茶色、その他の色に選別後、鹿児島県内にそれぞれ保管できる施設 ウ ペットボトル 鹿児島県内に、ペットボトルをペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化を行う設備を備えた処理施設若しくはこれと同程度以上の設備を備えている処理施設又は再商品化事業者に売却するため、鹿児島県内にペットボトルを選別、圧縮を行う設備を備えた処理施設若しくはこれと同等以上の設備を備えている処理施設 | | 有 無 |
| (12) 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の「不用品買受」に登録があり、かつ、鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿の品名等の欄に「鉄くず」、「非鉄くず」又は「金属くず」のいずれかの記載がある者であること。 | | 有 無 |
| 申請担当者の氏名 | 氏 名 | |
| 及び連絡先 | 電話番号 | |

※ 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿登録 有 ・ 無
 令和7年度鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請 有 ・ 無